



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- | 官報 | |
|--|--|
| 編集・印刷 | 独立行政法人国立印刷局 |
| 省令 | 目次 |
| 規則 | 人事異動 |
| 官庁報告 | 官室事項 |
| 官庁事項 | 内閣 警察庁 金融庁 法務省 財務省 会計検査院 |
| 裁判所 | 技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について(厚生労働省) |
| 会社その他 | 押収物還付、証票無効、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係 |
| 会社決算公告 | 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係 |
| 法務 | 保安林の指定をする件
(農林水産一二二七〇一一四二)
砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
(国土交通六七六)
船舶安全法に基づく型式承認等をした件
(同六七七・六七九)
高速自動車国道に関する件
(同六七八〇)
道路に関する件
(東北地方整備局一七九)
道路に関する件
(近畿地方整備局一三四・一三九)
洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を見定める件
(同一四〇) |
| 人事院規則 | 人事院規則九一二(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則
(同九一七一五二)
人事院規則一七八(職員の定年)
の一部を改正する人事院規則
(同一一八一四〇) |
| 人事院規則 | 人事院規則九一七(俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則
(人事院九一二一六七) |
| 人事院規則 | 人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則
(同一一八一四〇) |
| 人事院規則 | 人事院規則一五一一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則
(同一五一四一三四) |
| 告示 | 公 告 |
| 日本国に帰化を許可する件
(法務二二二) | 官庁事項 |
| 租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のレバノン共和国及びクック諸島による批准に関する件
(外務二二三) | 官庁報告 |

省

今

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>別表第一・別表第二 「略」 〔別表第三を削る〕</p>	<p>領事官の徴収する手数料の額は、別表第一に定める額とする。ただし、インド人に対する査証手数料の額については、別表第一に定める額にかかわらず、別表第二に定める額とする。</p>
	<p>別表第三 別表第一・別表第二 「同上」</p>	<p>領事官の徴収する手数料の額は、別表第一に定める額とする。ただし、インド人及びイラン人に対する査証手数料の額については、別表第一に定める額にかかわらず、インド人に対する別表第二、イラン人に対しては別表第三に定める額とする。</p>

<p>この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。</p> <p>経済産業省令第五十一号</p> <p>特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）を実施するため、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成二十九年七月七日</p>	<p>特許法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のようにより改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げた規定の傍線を付した部分のようにより改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれにに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>
<p>（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出）</p> <p>第二十七条の三の三 「略」</p> <p>2 特許法第四十三条规定第五項（同法第四十三条规定の二第二項（同法第四十三条规定の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条规定の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p>	<p>（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出）</p> <p>第二十七条の三の三 「略」</p> <p>2 特許法第四十三条规定第五項（同法第四十三条规定の二第二項（同法第四十三条规定の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条规定の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p>
<p>（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出）</p> <p>第二十七条の三の三 「略」</p> <p>2 特許法第四十三条规定第五項（同法第四十三条规定の二第二項（同法第四十三条规定の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条规定の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p>	<p>（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出）</p> <p>第二十七条の三の三 「略」</p> <p>2 特許法第四十三条规定第五項（同法第四十三条规定の二第二項（同法第四十三条规定の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条规定の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p>